

平成 27 年度 事業計画

第 1 基本方針

本年度新たに施行される生活困窮者自立支援法の目指すところは、第一に「自立と尊厳の確保」、第 2 に「地域づくり」です。これは介護保険制度改革により推進する地域包括ケアシステムの目的である「誰もが住み慣れた地域で、最期まで尊厳を持って自分らしい自立した日常生活を送ることを支援する」ことに繋がります。

社会的孤立や経済的困窮などの生活課題が深刻化している昨今、これらに対処するためには福祉制度の拡充とともに、制度の狭間にあって支援を必要とする人々に対するセーフティーネットとしての役割を関連機関が果たす必要があり、福祉のまちづくりを使命とする社協は、こうした地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを地域の人たちと一体的に推進していかなければなりません。

当社協としては、この新規事業に加え、買物代行事業やふれあい・いきいきサロン、子育てサロンなど既存の事業を推進する中でも、潜在する生活課題やニーズの発見に努め、その問題に真摯に向き合い一人ひとりの自立に向けて支援いたします。

さらに、第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念でもある「地域の支え合い、助けあいによる共助社会の実現」を目指し、地域福祉活動の推進母体である地区社会福祉協議会との協力体制を強力に進めてまいります。

次に、介護保険等事業については、利用者の減少等により厳しい運営を迫られている事業所もありますが、当協議会の経営（事業運営）改善計画に基づき、事業の健全化に向け、力を尽くしてまいります。

以上のとおり、高崎市社会福祉協議会の平成 27 年度事業計画は、地域住民や福祉団体、行政、関係機関等と更なる協力体制を築きながら、以下に記載の重点目標の達成に向け事業を展開します。

重点目標

- 1 地区社会福祉協議会活動の活性化を図り、地域における地域福祉の推進母体となるよう伴走型の支援を行う。
- 2 第2次地域福祉活動計画実現のために、市民、関係団体及び高崎市等と連携し、地域福祉の推進を図る。
- 3 登録ボランティアへの情報提供を充実し、ボランティアセンターの活性化を図る。
- 4 日常的な買い物に困難を抱える高齢者等の買物代行を行う「高齢者等買物代行事業」の充実に努める。
- 5 判断能力が不十分な方々を支援する日常生活自立支援事業では、関係機関との連携を強化し、個々のニーズに応じた支援を行う。
- 6 生活困窮者自立相談支援事業と生活福祉資金貸付事業は、双方の連携を図り包括的な支援体制を構築することにより、相談者の自立をより効果的・効率的に支援する。
- 7 社会福祉協議会会費及び共同募金の地域配分により確保した財源で、高齢者や子育てサロンへの支援を継続する。
- 8 介護保険関係事業及び障害福祉サービスについては、その能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう支援すると共に、各事業所間の連携を図りながら安定したサービスの提供に努める。
- 9 地域に密着した高齢者福祉の身近な窓口として地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）運営業務を受託し、地域の高齢者に寄り添う業務体制を構築する。
- 10 経営（事業運営）改善計画に基づき、計画に掲げた取組みを推進するとともに、関係機関・団体等と調整を図る。
- 11 地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、区長会その他福祉推進団体及び関係機関との連携強化に努める。
- 12 指定管理施設の指定期間満了に伴い、今後の法人全体の運営方針における施設の位置づけ等を総合的に勘案したうえで、平成28年度更新に向け戦略的検討と対策を講じる。

第2 実施計画

1 社会福祉事業

(1) 法人運営事業

- ア 理事会、監事会、評議員会の開催
- イ 役職員研修会の開催

(2) 共同募金配分金事業

群馬県共同募金会からの地域配分を、地域福祉充実のために適正に配分する。

(3) 地域福祉活動事業

市民の福祉ニーズや福祉課題を解決するため、会費や補助金等を原資として住民主体の地域福祉活動を展開する。

ア 第2次地域福祉活動計画の推進

地域福祉活動を伴走的に支援する人材の育成やスキルアップに努め、地域の関係機関とのネットワーク構築を図る。

- イ 地区社会福祉協議会への支援
- ウ 会員制度の充実強化

- エ 高齢者への「ふれあい・いきいきサロン」及び子育て家庭への「ふれあい・子育てサロン」の支援
- オ 社会福祉協議会の情報を提供するため、「社協たかさき」を年4回発行し、ホームページによる情報発信も行う。また、イメージキャラクターの「たかちゃん」を社会福祉協議会のPRのために積極的に活用する。
- カ 社会福祉施設及び関係団体に対する援助
- キ 児童健全育成事業援助
- ク 福祉バスの運行（本所、箕郷、群馬）
- ケ 緊急要援護者に対する法外援護の実施（本所、新町、吉井）
- コ 親子ふれあいサークルの実施（箕郷）
- サ 思いやり駐車場の利用証交付事務の実施

（4）受託事業

次に掲げる市からの受託事業を適正に実施する。

- ア 手話通訳者派遣事業の実施
聴覚障害者とその他の人のコミュニケーションを円滑にするために、必要に応じて手話通訳者を派遣する。
- イ たかさき市民福祉大会の開催
多年にわたり社会福祉事業に功績のあった人や団体に感謝の意を表するとともに、福祉のまちづくりを推進することを目的に実施する。
- ウ 吉井東学童保育クラブの経営（吉井）
保護者が仕事などにより昼間留守になる家庭の児童を対象として、遊びや生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を目的として行う。

（5）福祉ボランティアの町づくり事業

市民が共に手を取り合い、心の触れ合うまちづくりを推進するため、交流や学習の場を設けると共に、ボランティアセンター事業を実施する。

- ア ふれあいの広場の開催
- イ 住民のボランティア活動への参加促進
- ウ ボランティア団体の育成援助
- エ ボランティア講座の開催
- オ ボランティアグループとの連絡調整
- カ 学童・生徒のボランティア活動普及事業（福祉協力校）の推進
- キ 学校や企業等における福祉教育への支援
- ク ボランティア活動保険等の加入促進
- ケ ボランティアセンターホームページの運営
- コ 社協高崎たすけあい事業（住民参加型在宅福祉サービス）
- サ 車いす等対応車両貸出サービス事業の実施
- シ 福祉用具貸与事業の実施
- ス 倉渕地域高齢者買い物支援事業の実施
- セ 傾聴ボランティア派遣事業の実施
- ソ 高齢者等買物代行業の実施

（6）生活福祉資金貸付事業

関係機関と連携し援助が必要な低所得者世帯等に資金の貸付や相談支援を行う。

- ア 生活福祉資金貸付事業の取扱い（県社協受託事業）
- イ 小口生活資金貸付事業の実施

ウ つなぎ資金貸付事業の実施

(7) 福祉総合相談事業

福祉に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行い、市民福祉の向上に資するため相談業務の充実に努める。

ア ボランティア相談

イ 高齢者電話相談

ウ 心配ごと相談

エ 結婚相談

オ 発達障害相談

(8) 日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない方々に福祉サービスの利用手続きの支援や代行を適切に行う。

ア 日常的な金銭の管理

イ 書類などの預かりサービス

(9) 福祉人材バンク事業

福祉の仕事我希望する人と、人手を必要とする福祉施設や福祉団体に迅速な紹介業務を行う。

ア 地区別ミニ就職面接会等を実施し、登録、就労あっせんを行い、福祉の人材を確保すると共に資格取得を奨励

イ 積極的に福祉施設を訪問し、求人開拓を行う。

ウ キャリア支援専門員を配置し、福祉・介護人材マッチング機能強化事業を行う。

エ 求職登録者や介護職未経験者を対象に就職支援セミナー及び施設見学会を開催し、就職活動を支援する。

(10) 介護保険居宅介護支援事業

地域福祉を推進する公共性の高い立場を認識する中で、要支援、要介護状態の人たちに対し、状態の軽減、悪化の防止を図ると共に、できる限り自分の住まいで、その人の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、安定したサービスの提供を継続する。各事業所は、介護保険法に定められた運営基準を遵守しつつ、適正かつ健全な運営に務める。

ア 県指定居宅介護支援事業者として、要介護認定者への居宅介護支援事業の実施

イ 市総合事業の指定事業者として、要支援相当の利用者への介護予防ケアマネジメントの実施

(11) 介護保険等訪問介護事業

介護保険法における要介護者、要支援者の居宅を訪問し、身体介護及び生活援助のサービスを提供する。

在宅で安心して過ごせるよう、その人の能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう支援を継続する。

ア 県指定居宅サービス事業者として、要介護または、要支援認定者への訪問介護事業の実施

イ 市総合事業の指定事業者として、要支援相当の利用者への訪問型サービスの実施

ウ 介護保険対象外事業の受託（生活管理指導員等派遣・産後ママヘルプサービス）

エ 道路運送法第78条の規定に基づく、福祉有償運送事業の実施（倉淵、新町）

オ 介護支援専門員及び訪問介護員並びに介護職員の質的向上を図るための研修

の実施及び研修への参加

(12) 介護保険等通所介護事業

- ア 県指定居宅サービス事業者として、要介護認定者への通所介護事業の実施（倉淵、群馬、吉井）
- イ 市総合事業の指定事業者として、要支援相当の利用者への通所型サービスの実施（倉淵・群馬・吉井）
- ウ 介護保険対象外事業の受託（生きがい活動支援通所サービス）

(13) 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム一階）

市指定認知症対応型共同生活介護事業者として、要支援2（介護予防）又は要介護認定者への認知症対応型共同生活介護事業の実施

(14) 障害者総合支援事業

障害者及び障害児の能力に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。各事業所は、障害者総合支援法に定められた運営基準を遵守しつつ、適正かつ健全な運営に努める。

- ア 県指定居宅介護事業、県指定重度訪問介護事業者として支給決定者への居宅介護、重度訪問介護事業の実施
- イ 同行援護事業の実施（本所・新町）
- ウ 障害者移動支援事業の受託
- エ 生活介護（心身障害者デイサービス）事業の実施（指定管理：吉井）
- オ 基準該当生活介護（デイサービス）事業の実施（倉淵、群馬、吉井）
- カ 障害児通所支援事業の実施（吉井）
 - ・児童発達支援
日常生活における基本動作の習得や集団生活への適応訓練を行う。
 - ・放課後等デイサービス
授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う。

(15) 高崎市社会就労センター事業（指定管理：セルフ楽間、吉井）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、一般企業に就労及び適応することが困難な障害を有する方に対し、福祉的就労の場や生産活動の機会を提供し、就労及び生活支援を通じて主体性の確立・技能習得・勤労意欲の向上を図り、個別支援計画に沿った就労継続支援B型サービスを提供する。

事業の実施にあたっては、適正かつ健全な運営に努める。

- ア 受注の確保及び売上高の増額に努め、利用者工賃の更なる充実を図り、地域での自立を支援する。
- イ 生産活動を通じ社会性の向上及び就労意欲の高揚を図り、一般就労への移行を支援する。
- ウ 利用者の健康管理及び事業所の環境整備に努める。
- エ 関係機関と連携し、利用率の向上を図る。

(16) 地域活動支援センター事業（指定管理）

箕郷(愛称：さくらそう)、群馬(愛称：こぼと)

市からの指定管理を受け、利用者が生活訓練や作業を通じて社会生活に対応できるよう援助する。

- ア 就労の支援（ホチキス針箱詰、自主製品の作成等）

- イ 自立の支援（生活訓練、外食訓練等）
- ウ 情操・創造的活動支援（体操指導、音楽指導、各教室の開催）

（17）児童館の経営（指定管理）

児童の地域での健全育成や子育ての拠点として、地域の状況に見合った諸行事の企画や母親クラブ等への活動支援を推進する。

- ア 倉賀野児童館
- イ 豊岡児童館
- ウ 井野児童館

（18）長寿センター事業（指定管理）

60歳以上の市民の健康づくりを推進すると共に各教養講座開催等により福祉の増進を図る。

- ア 群馬長寿センター
- イ 新町長寿センター
- ウ 新町鉄南長寿センター

（19）各団体事務局の運営及び支援

- ア 群馬県共同募金会高崎市支会事務局の運営
- イ 高崎市民生委員児童委員協議会事務局の運営
- ウ 倉淵、箕郷、金古、国府、堤ヶ岡、上郊、新町、榛名及び吉井地区民生委員児童委員協議会事務局の運営
- エ 高崎市ボランティアグループ連絡協議会事務局の運営
- オ 高崎市ふれあい・いきいきサロン推進連絡会事務局の運営
- カ 高崎地区更生保護女性会支部への支援（箕郷、群馬）
- キ 倉淵地区長寿会連合会及び倉淵身体障害者団体への支援
- ク 箕郷地区長寿会連合会、箕郷地区母子会、箕郷地区身体障害者団体及び箕郷町心身障害児者父母の会への支援
- ケ 身体障害者団体連合会群馬支部、高崎市手をつなぐ親の会群馬支部への支援
- コ 新町地区長寿会連合会、新町母子寡婦会及び高崎市身体障害者団体連合会新町支部への支援
- サ 榛名地区長寿会連合会、榛名地区身体障害者団体及び榛名療育父母の会への支援
- シ 吉井地区長寿会連合会、吉井町ボランティアの会、吉井町身体障害者連合会及び吉井町心身障害者父母の会への支援

2 公益事業

（1）おもちゃの図書館事業

おもちゃの図書館事業については、発達の遅れが心配な子どもたちが、たくさんのおもちゃと豊かな遊びを通じて言語等の発達や社会性を育むよう支援する。更に子育てに不安を感じている保護者に対して専門相談や交流を行う。

- ア 「あひる」総合福祉センター（主に発達の遅れが心配な子どもを対象）
- イ 「たんぽぽ」倉賀野児童館
- ウ 「らっこ」豊岡児童館
- エ 「ひまわり」井野児童館

(2) 福社会館の経営（指定管理）

市から指定管理を受けた下記の4つの施設の有効活用に努める。

- ア 倉渕福祉センター
- イ 箕郷福社会館（エスポワール）
- ウ 群馬福社会館
- エ 吉井福祉センター

(3) 配食サービス事業（受託事業：箕郷、榛名）

ひとり暮らし高齢者等を対象に配食サービスを提供し、高齢者の健康保持や安否確認を行う。

(4) 地域包括支援センター運営事業（受託事業）

要支援者等に対する効果的な支援等を可能にする「介護予防・日常生活総合事業」が施行されるため、「高齢者あんしんセンターたかさき社協」を設置し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的かつ継続的に支援することを目的として実施する。

高崎市の46日常生活圏域の内、東地区、西地区、北地区の3地区を担当し、よりきめ細やかな高齢者ニーズや情報の把握を行う。

- ア 包括的支援事業
 - ・介護予防ケアマネジメント業務
 - ・総合相談支援業務
 - ・権利擁護業務
 - ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ・地域ケア会議の推進
 - ・認知症施策の推進
 - ・在宅医療・介護連携の推進
- イ 指定介護予防支援業務
- ウ 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ・介護予防生活支援サービス事業
 - ・一般介護予防事業

(5) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、市へ職員を出向させ生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。

- ア 自立相談支援事業の実施
- イ 住宅確保給付金の窓口業務

3 収益事業

経営の健全化と利益の効率化を図る。

- (1) 斎場会館内の売店経営
- (2) 自動車損害賠償責任保険代理店として、自賠責保険の取扱い
- (3) 倉渕福祉センター売店の経営
- (4) 市有施設内の自動販売機の管理運営